

10 地域整備事業会計の廃止(2月補正)

31,307,358

【主旨】

地域整備事業会計廃止に伴い、同会計の残債の繰上償還(減債基金積立)に必要な資金を補助する。

【要求内容】

1. 地域整備事業会計補助金 31,307,358千円(補助額)

繰上償還(減債基金積立)額に対し、平成23年度末の地域整備事業会計資金で不足する額

【地域整備事業会計廃止の考え方】

- 平成13年度、府行財政計画(案)において、同計画期間(10年間)で事業収束を図り、企業会計を廃止、他会計へ移行することとした。
- 現在、りんくうタウンにおける契約率は9割を超え、造成工事は今年度末で終了するなど、りんくうタウン、阪南スカイタウンのまちづくりは概ね達成。
- 以上のことから、宅地造成事業を行ってきた地域整備事業会計は事業収束にあわせて平成23年度末に廃止。
- 今後の未処分地の売却やりんくうタウンの活性化等については一般会計等において実施。

【会計廃止に伴う会計処理】

- 平成23年度末地域整備事業会計の財務状況
  - ・企業債残高 471億円
  - ・残資金 158億円
  - ・繰上償還に不足する額 313億円
 ⇒ 補助の対象

【繰上償還相当の減債基金積立について】

「地方債の総合的な管理について」(平成21年4月14日付け総財地第115号総務省自治財政局地方債課長通知)より

地方債の金融商品としての安定性を確保し、円滑な発行及び消化を図る観点から、市場公募地方債をはじめ、流通を前提とした地方債証券については繰上償還を行わないこととして発行されたいこと。

なお、事業の中止等償還を行うべき事由が発生した場合にあっては、当該事由に相当する部分について買入消却又は減債基金に積み立てること等により対応されたいこと。

≪調整中≫

○地域整備事業会計における残資金を精査

○補助金の財源については、第三セクター等改革推進債の活用を検討

**第三セクター等改革推進債**

地方公共団体財政健全化法の全面適用を受けて、地方公営企業や三セクの抜本的改革を集中的に行えるように、平成25年度までの時限措置として制度化された地方債。

利子支払額の一部については、地方交付税措置が認められる。